

諸外国におけるスポーツくじ・スポーツベッティング関連法規制の動向②-米国
(下) -

スポーツビジネス・ローニュースレター

2024年8月14日号

執筆者:

[平尾 寛](#)k.hirao@nishimura.com[廣瀬 香](#)k.hirose@nishimura.com[稲垣 弘則](#)h.inagaki@nishimura.com[北住 敏樹](#)t.kitazumi@nishimura.com

I はじめに

前号¹でも紹介したとおり、米国では、2018年5月14日に米国連邦最高裁判所がスポーツを対象とした賭けを禁じる連邦法（[The Professional and Amateur Sports Protection Act of 1992](#)）を違憲無効とする判決が確定し、米国各州でスポーツベッティングの合法化が進められてきました。

しかしながら、米国においてスポーツベッティングを合法化する州が拡大するにつれ、選手やスタッフ等が八百長に巻き込まれるリスクが表面化しています。実際に、最近の米国においては、プロスポーツ選手や関係者が賭博に関連して捜査当局や所属するスポーツ団体から調査を受けたケースが立て続けに報道されています（後記Ⅱ参照）。

また、米国では、各州でスポーツベッティングの合法化が進むにつれて、ギャンブル依存症患者が増加傾向にあると言われており、米国においてギャンブルによって引き起こされる問題の解決をミッションとして設立されたNPOであるThe National Council on Problem Gambling (NCPG)は、米国各州でスポーツベッティングの合法化が開始された2018年から2021年にかけて、ギャンブル依存症に陥るリスクが30%増加したと見積もっています²。

そこで、本号では、米国において最近発生した違法なスポーツ賭博や八百長に関する事例をご紹介させていただくとともに、米国各州においてスポーツベッティングの合法化が進むことに伴って、米国のスポーツ団体、政府、事業者等のステークホルダーが展開してきたインテグリティ対策及び依存症対策について紹介します。

II 米国における最近のスポーツ賭博に関する処分・摘発事例

2024年3月、ロサンゼルス・ドジャースに所属する大谷翔平選手の元通訳が、違法な胴元を通じて、カリフォルニア州で違法なスポーツ賭博を行っており、重度のギャンブル依存症であった事実が報道され、日

¹ [平尾寛=稲垣弘則=北住敏樹「諸外国におけるスポーツくじ・スポーツベッティング関連法規制の動向①-米国（上）-」（西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニュースレター-2024年4月1日号）](#)。

² NCPGのウェブサイト「NCPG Statement on the Betting on Our Future Act」（February 10, 2023）（<https://www.ncpgambling.org/news/ncpg-statement-on-the-betting-on-our-future-act/>）（2024年8月9日最終閲覧）。

米で大きな話題となりました。同通説は、同年 4 月に、大谷選手の口座から本人に無断で 1,600 万ドル以上を不正に送金したとして、銀行詐欺の疑いで訴追されるに至っています。

この一件以降も、米国では、MLB 関係者による違法なスポーツ賭博への関与が報道されており、2024 年 5 月には、MLB が、2023 年当時ロサンゼルス・エンゼルスに所属していた選手に対して、大谷選手の元通説と同じ違法賭博の胴元を通じて違法なスポーツ賭博を行っていた疑惑があるとして、調査を開始した旨が報じられています³。報道では、当該選手自身は MLB の試合には賭けていなかったと報じられていますが、当該選手の親しい友人であったマイナーリーガーが、大谷選手の元通説と同じ違法賭博の胴元を通じて当該選手の出場していたロサンゼルス・エンゼルの試合に賭けていた旨が報じられています。当該選手に対する調査結果については未だ MLB から公表されていませんが、当該選手が MLB の試合に賭けていたのか、友人のマイナーリーガーに対して、自身やチームの情報を提供していなかったかという点がポイントになるものと思われます。

そして、2024 年 6 月には、MLB が、サンディエゴ・パドレスの内野手であった選手に対して、当該選手が 2023 年シーズンまで所属していたピッツバーグ・パイレーツの試合に賭けていたことを理由に、永久追放処分を下しました。当該選手は 2023 年 7 月に膝を負傷した以降の試合は欠場しており、当該選手が賭けた試合には実際に出場していなかったものの、MLB は永久追放という厳しい処分を下しました。また、MLB は、同日、当該選手のほかに、オークランド・アスレチックス所属の選手及びマイナーリーガー 3 名の合計 4 名に対しても、MLB を含む野球の試合に対して賭けを行ったとして、1 年間の出場停止処分を下しています⁴。

MLB の選手や関係者が捜査当局や MLB の調査・処分の対象となっている一方で、NBA においても、選手によるスポーツ賭博への関与が問題となっています。

2024 年 3 月、NBA のトロント・ラプターズに所属していた選手（以下「元 NBA 選手」といいます。）について、元 NBA 選手のスリーポイントの成功本数等が賭けの対象になっていた試合における元 NBA 選手のパフォーマンスに不自然な点がある一方で、当該賭けに大量の金額が賭けられていたことが検出され、八百長の疑義があるとして、NBA が当該選手に対して調査を行う旨が報道されていました⁵。この事件に関し、NBA は、同年 4 月、元 NBA 選手について、自身の健康状態等の機密情報を試合前に知人に漏らしたこと、その試合における自己のパフォーマンスに関する賭けの結果を左右するため自ら試合への出場を制限したこと、関係者のアカウントを通じて自らのチームが出場する試合を含む NBA の試合を対象とする賭けに参加したことが認められたことを理由に、当該選手を永久追放処分としました⁶。同年 6 月には、元 NBA 選手から、怪我で試合を欠場する予定である旨の機密情報を受け取り、それを基に不正な賭けを行っていた元 NBA 選手の知人ら 4 名が、スポーツベッティング事業者への詐欺（Wire Fraud）の容疑で起訴されるに至ってい

³ MLB opens investigation into David Fletcher gambling allegations (ESPN, May 20, 2024) (https://www.espn.com/mlb/story/_/id/40184970/mlb-investigation-david-fletcher-angels) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

⁴ MLB のウェブサイト「MLB announces sports betting suspensions for 5 players」(June 5, 2024) (<https://www.mlb.com/news/mlb-announces-sports-betting-violation-suspensions>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

⁵ NBA eyes Raptors' Jontay Porter for betting issues (ESPN, March 25, 2024) (https://www.espn.com/nba/story/_/id/39808900/nba-eyes-raptors-jontay-porter-betting-issues) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

⁶ NBA のウェブサイト「Jontay Porter banned from NBA for violating league's gaming rules」(April 18, 2024) (<https://www.nba.com/news/jontay-porter-banned-from-nba>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

ます⁷。また、元 NBA 選手自身に対しても、カナダや米国の捜査当局が捜査を進めていたところ、同年 7 月に至り、元 NBA 選手自身が、米国において、ギャンブルによって負った多額の負債を免れるために詐欺の共謀を行なったことを認める有罪答弁を行うに至りました^{8 9}。

これらのケースは、米国においてスポーツベッティングを合法化する州が拡大するにつれ、選手やスタッフ等が八百長に巻き込まれるリスクが表面化していることを示すと同時に、米国の各プロスポーツリーグが、不正の兆候を検知した場合に、事前に定められたルールのもとで、厳正な対応を講じるという姿勢を示したものとと言えます。

以下では、MLB 及び NBA が、不正予防のために行っているインテグリティ対策として、各リーグにおいて制定されているルール、選手等への教育等の事前予防対策、並びに、不正が検知されてからの事後対策としての不正に対するモニタリング及び調査体制についてご紹介します¹⁰。

なお、スポーツにおけるインテグリティとは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指します¹¹。スポーツに対する脅威には、汚職・腐敗、暴力・ハラスメント、ドーピング、八百長のリスク等の様々なものが挙げられるところですが、本稿では、八百長対策に係る取り組みに限定してご紹介します。

Ⅲ MLB におけるインテグリティ対策

MLB では、選手、監督、コーチ、審判その他の関係者の不正行為を規律するための規則として、Major League Rule 21（以下「MLR21」といいます。）を定めています¹²。MLR21 の概要は下表のとおりです。

⁷ Brooklyn man arrested in connection with illegal betting scheme involving former NBA player Jontay Porter, authorities say (CNN, June 5, 2024) (<https://edition.cnn.com/2024/06/05/us/brooklyn-man-arrested-illegal-betting-scheme-jontay-porter/index.html#:~:text=David%20Zalubowski%2FAP%2FFile%20CNN%20%E2%80%94%20A%20Brooklyn%20man%20was,according%20to%20a%20federal%20complaint%20filed%20this%20week.>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

⁸ Criminal investigation opened in Canada for Jontay Porter scandal (ESPN, June 18, 2024) (https://www.espn.com/nba/story/_/id/40380229/criminal-investigation-opened-canada-jontay-porter-scandal) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

⁹ Ex-NBA player Jontay Porter pleads guilty in case tied to gambling scandal that tanked his career (AP, July 11, 2024) (<https://apnews.com/article/nba-jontay-porter-banned-criminal-case-betting-b26d6a136baafdf8e538be260338bb28>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

¹⁰ なお、NBA に比べて MLB のルールの方が公開されている情報が多く、かつ、前記の大谷選手の元通訳の事件後に MLB のインテグリティ対策について多くの報道記事が出たため、以下では MLB に関する記載の分量が多くなっていますが、MLB も NBA も同等の対策を講じています。

¹¹ 日本スポーツ振興センターウェブサイト「スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する業務」 (<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/default.aspx>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

¹² https://content.mlb.com/documents/8/2/2/296982822/Major_League_Rule_21.pdf

規則（抜粋）	内容（抜粋・概要）
(a) 野球のプレイに関する不正行為	<p>選手又は球団関係者が、以下の行為を行った場合、永久に資格を剥奪される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らに関わる（可能性のある）野球の試合において敗北することを約束、同意、又は試みること ・ 自らに関わる（可能性のある）野球の試合において試合に勝つための最善の努力を尽くすことを怠ることを約束、同意、又は試みること ・ 自らに関わる（可能性のある）野球の試合において意図的に敗北するもしくは敗北を試みる、又は試合に勝つための最善の努力を尽くすことを意図的に怠ること ・ 他の選手又は球団関係者に対して上記と同様の行為を行うよう勧誘する、又は誘導することを試みること ・ そのような勧誘を受けた場合に、コミッショナー又はマイナーリーグ協会の会長に、当該勧誘及び関連する全ての事実・事情について直ちに報告することを怠ること
(b) 競合球団を敗北させるための利益供与	<p>選手又は球団関係者が、以下の行為を行った場合、少なくとも3年間資格を剥奪される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の球団に関係する選手又は人物に対して、競合球団を敗北させる、又は敗北させることを試みるための行為の対価として金品や報酬を提供する、又は提供することを申し出ること ・ そのような行為の対価として、他の球団に関係する選手に対して金品や報酬を要求すること、又は他の球団に関係する選手から金品や報酬を受け取ること ・ 金品や報酬の申出を受けた場合に、コミッショナー又はマイナーリーグ協会の会長に、当該申出及び関連する全ての事実・事情について直ちに報告することを怠ること
(c) 審判への利益供与	<p>選手又は球団関係者が、審判に対して以下①の行為を行った場合、又は、審判が以下②の行為を行った場合、永久に資格を剥奪される。</p> <p>① 選手又は球団関係者の禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判に対して、競合球団を敗北させる、又は敗北させることを試みるための行為の対価として、金品や報酬を提供する、又は提供することを申し出ること ・ 審判に対して、野球の試合のプレイに関する審判の何らかの判定の対価として、金品や報酬を提供する、又は提供することを申し出ること <p>② 審判の禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレイそのもの以外に基づいて判定を行う、又はそのような行為を約束もしくは同意すること ・ そのような行為又は判定の対価として、金品や報酬を要求する又は受け取ること ・ 金品や報酬の申出を受けた場合、又はプレイそのもの以外に基づいて判定を行うよう求められた場合に、コミッショナー又はマイナーリーグ協会の会長に、当該申出・要求及び関連する全ての事実・事情について直ちに報告することを怠ること
(d) 賭博に関する禁止行為	<p>選手、審判、球団又はリーグの役員又は従業員が、以下の内容の賭博に関与した場合、その内容に応じて以下のとおり処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身が職務を行う義務のない野球の試合に賭けた場合、1年間の資格剥奪とする。 ・ 自身が職務を行う義務のある野球の試合に賭けた場合、永久に資格を剥奪する。 ・ 違法なブックメーカー等を使って賭博を行った場合、コミッショナーが適切と判断する罰則を科す。違法賭博事業を運営する又は違法賭博事業で働いている場合、最低1年間の職務停止とする。

上表のとおり、MLR21 は、選手や球団関係者に対して、敗退行為や八百長行為（試合に負けようとするこ
と、勝利のために全力を尽くそうとしないこと、負けることを約束すること等）を行うことを禁止しており
（MLR21（a））、違反者は永久追放処分の対象となります。また、選手、審判、クラブ又はリーグの関係
者に対して、野球の試合に対する賭けを行うことを禁止しており、野球の試合に賭けた選手等は最大 1 年間
の資格剥奪処分の対象となり、自身が出場・関与等する試合に賭けた選手等は永久追放処分の対象となりま
す（MLR21（d））。なお、これらのルールは、各球団のクラブハウスに英語とスペイン語で掲示される形
で、選手及び関係者に周知徹底されています（MLR21（g））。

また、MLB30 球団と MLB 選手会との間で締結された 2022 年 3 月 10 日付け団体交渉協約の Basic Agree-
ment¹³の Attachment 60 において、MLR21 を補完する形で、40 人枠（各 MLB 球団の選手登録枠）の選手
を適用対象とする「SPORTS BETTING POLICY FOR MAJOR LEAGUE PLAYERS」（以下「MLB Policy」と
いいます。）が策定されています。MLB Policy の I 条で禁止されている行為の概要は下表のとおりです。な
お、野球以外の合法的なスポーツベッティングや合法的なファンタジースポーツに参加することは許容され
ています（同条 D.）。

MLB 選手の禁止行為に関する規定内容（抜粋・概要）	
A. 野球への賭け行為	プロまたはアマチュアの野球の試合や野球に関するイベント（ホームラン ダービー等）に賭けてはならず、他人に賭けの代行を依頼したり、他人の 賭けから経済的利益を得たり、他人の賭けを支援してはならない。
B. ファンタジースポーツに参加 （課金）する行為	賞金等が提供される野球を題材とするファンタジースポーツに参加した り、参加している他人を支援したり、MLB 選手に代わって他人を参加させ ることを手配してはならない。
C. 違法なスポーツ賭博への関与	スポーツやイベントに対して違法な賭けを行ってはいけない（違法なブック メーカーでの賭け、海外の違法なスポーツ賭博サイト、アプリでの賭け 等を含む）。
E. 八百長行為	野球の試合やイベントに故意に意図的に影響を与え、操作し、又はそれら を試みてはならない。誰かからそのような行為を行うよう求められた選手 は、直ちにコミッショナーに報告しなければならない。
F. 機密情報の開示・漏洩	自己の球団、球団傘下のマイナーリーグ・チーム、MLB 及びプロ・アマ チュアのチームやリーグに関して、選手の健康状態、ロスター（選手登 録）の内訳、スターティングメンバー、審判等の非公開情報を、相手がか かる情報をベッティング市場に関して利用しようとしていることを知って 意図的に漏洩してはならない。
G. 合法的なスポーツベッティ ング事業者のための活動及び同事業 者への権利付与	MLB 選手は、スポーツベッティング事業者が、野球の試合・イベントやそ れらに関連する事象・結果への賭けを広告・推進・推奨するために自己の 名前、背番号、肖像等を利用することを、許可・許容してはならない。
H. スポーツベッティング事業者 の経営・所有権及び同事業者等か らの借入等	スポーツベッティング事業者の取締役になり、又は同事業者について直接 的又は間接的に所有権や経済的利益を保有してはならない。スポーツベッ ティング事業者から意図的に金銭を借り入れたり、同事業者に対して金銭 債務を負うような金融取引を行ったりしてはならない。

¹³ https://www.mlbplayers.com/_files/ugd/4d23dc_d6dfc2344d2042de973e37de62484da5.pdf

また、MLB Policy のⅡ条では、MLB 選手に対して、同ポリシーへの違反行為や違反の疑いがある行為を認識した場合は、直ちにコミッショナー事務局に報告する義務を課しており、報告を怠った場合は懲戒処分の対象となることを定め、善意で報告を行った個人に対する報復行為を禁止することを定めています。

さらに、Basic Agreement の Attachment 61 (Additional Agreements on Sports Betting) の A 条は、以下のような安全対策を講じることを求めています。

- ・ 各球団が、ファンポリシーにおいて、選手、選手の家族、球団スタッフ及び審判に対する、ファンの、ベッティングに関連した誹謗中傷的な言動を禁止する項目を含めること。
- ・ 何らかの脅威、潜在的な脅迫メッセージ、又は選手若しくは選手の家族が受け取るスポーツベッティングに関連した不適切な言動・接触について報告するためのホットラインを、各球団・選手会が共同で開設すること。コミッショナー事務局と MLB 選手会は、選手若しくは選手の家族がホットラインに通報した場合、選手若しくは選手の家族の保護のために必要となる適切な措置（例えば、選手の許可を得て法執行機関に連絡すること）に関して協力すること。

また、Basic Agreement の Attachment 61 の C 条は、各球団・選手会に対して、オフシーズンに、春季キャンプ中や新人研修期間中に実施する教育内容について協議すること、及び、スポーツベッティングに関する諸問題（ベッティング・テクノロジー、インテグリティ・モニタリング、政府調査等）について協議することを求めています。実際に MLB の各球団では、MLR21 及び MLB Policy のルールを周知するために、春季キャンプ等に参加している選手（外国人選手も含む）等に対してスポーツベッティングに関する教育を実施しており、マイナーリーグの選手に対しても同様の教育を実施しています¹⁴。また、MLB のベッティングに関するルールについて、MLB とマイナーリーグの審判員は毎年対面又は Zoom による研修を受けており、その他の球団・リーグスタッフも、採用時及びその後も定期的にトレーニングを受けています¹⁵。

以上のような事前の対策に加えて、MLB は、事後的な対策として、MLB の試合において不正な賭けが行われた場合、それを検出できるよう外部事業者・機関との提携を進めています。例えば、MLB は、2019 年頃から Sportradar や U.S. Integrity 等のインテグリティサービス事業者との間でパートナーシップ契約を締結しています。インテグリティサービス事業者は AI 等を用いてオッズの変動や賭け金額等を監視し、不自然な賭けが行われていないかをモニタリングしており、特定の試合において八百長が疑われるような不自然な傾向が検出された場合、MLB に対して警告を発出する仕組みになっています。また、MLB の広報担当者によると、MLB のベッティング&コンプライアンスグループは、全米の規制当局や、MLB との契約で疑わしい活動を通知することが義務付けられている 20 以上の提携スポーツベッティング事業者との関係を維持しています¹⁶。MLB は、スポーツベッティング事業者に対してロゴや公式データの利用を許諾する一方で、八百長等の不正に関する監視を義務付けており、八百長等の疑いが検出された場合にはこれらの事業者からも情報提供

¹⁴ Basic Agreement の Attachment 61 の C 条の教育に関し、現在は、約 5,500 人のマイナーリーグの選手が対象とされるに至っているとのことです (MLB'S RULES ON GAMBLING: WHAT HAPPENS WHEN PLAYERS BET? (Sportico, June 14, 2024) (<https://www.sportico.com/feature/mlb-betting-gambling-rules-1234784194/>)) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)。また、2023 年 12 月 14 日、MLB、EPIC Global Solutions 及び Entain Foundation U.S. が提携し、マイナーリーグの選手及び MLB が選定した他の MLB 職員に対し、責任あるギャンブル及びメンタルヘルスに焦点を当てた実体験をもとにした教育セッションを提供することがアナウンスされました (EPIC Global Solutions の HP (<https://www.epicglobalsolutions.com/us/news/epic-partners-with-the-mlb/>)) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)。

¹⁵ MLB embraced gambling while trying to preserve its integrity. It's a big bet. (Washington Post, June 9, 2024) (<https://www.washingtonpost.com/sports/2024/06/09/mlb-betting-integrity/>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

¹⁶ 前掲注 15 参照。

を受けることになっています¹⁷。

IV NBAにおけるインテグリティ対策

NBAとNBA選手会との間で締結された2023年7月1日付け団体交渉協約に添付されている「NATIONAL BASKETBALL ASSOCIATION UNIFORM PLAYER CONTRACT」（選手との間の統一契約書。以下「NBA統一契約書」といいます。）¹⁸では、選手が、NBAやNBAGL（NBA Gatorade League）の試合やイベントについて賭けを行うことが禁止されており、選手が金銭等を賭けた又は賭けようとした場合等には、コミッショナーの裁量で、当該選手に対して無期限の出場停止処分等の制裁が下され得る旨が規定されています（NBA統一契約書第5条（e）項）。

また、NBAの球団や選手に配布されるplayer conduct memoでは、選手が、NBA、WNBA（Women's National Basketball Association）、NBAGL、BAL（Basketball Africa League）に関わる試合やイベント（オールスターでのスキルコンペティションやドラフト指名等）に賭けることが禁止されている旨が明記されており、また、選手が、賞金や商品が提供されるNBAを対象としたファンタジースポーツへの参加の禁止も明記されています。加えて、これらの禁止行為を行うよう他人に依頼すること等も禁止されています¹⁹。なお、NBAは、審判に対しては、さらに一歩進んで、原則としてあらゆるスポーツの試合に対する賭けを禁止しているようです²⁰。また、MLBと同様に、NBAも選手、審判、スタッフ等に対して選手に対する教育を実施しており²¹、選手については年に一度は球団及び/又はNBAが開催するanti-gambling training sessionへの参加が義務付けられています²²。

MLBと同様に、NBAも事後的な対策を講じています。

まず、NBAには、不自然な賭けの動向を監視・調査する弁護士やフルタイムのデータサイエンティストからなる内部組織が存在しており、このグループは元連邦検事等により率いられています。この内部組織は、異常な賭けを検出した場合、それが不正な原因によるものか否かを調査するとのことでした。

また、NBAもMLBと同様に外部事業者・機関との提携を進めており、SportradarやU.S. Integrity等のインテグリティサービス事業者と協働しているほか、International Betting Integrity Association（IBIA）などの外部機関とも連携しています。NBAは、FanDuelやDraftKings等の複数のスポーツベッティング事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、スポーツベッティング事業者に対してロゴや公式データの利用を許諾する一方で、八百長等の不正に関する監視、報告、リーグによる調査への協力等を義務付けています。これらの事業者によるモニタリングにより八百長等が疑われた場合、NBAに対して情報提供

¹⁷ 前掲注15ご参照。

¹⁸ <https://atlhawksfanatic.github.io/NBA-CBA/national-basketball-association-uniform-player-contract.html>

¹⁹ How does the NBA monitor suspicious betting activity? Explaining the process and who's involved (The Athletic, April 13, 2024) (<https://www.nytimes.com/athletic/5408400/2024/04/12/nba-betting-integrity-monitoring-explained/>) (2024年8月9日最終閲覧)。

²⁰ N.B.A. Limits on Referees' Wagering Spelled Out (The New York Times, July 24, 2007) (<https://www.nytimes.com/2007/07/24/sports/basketball/24referees.html>) (2024年8月9日最終閲覧)。

²¹ 前掲注19参照ご参照。

²² NBA opens gambling probe into Raptors' Jontay Porter, AP source says (NBC Los Angeles, March 26, 2024) (<https://www.nbctv.com/news/sports/nba/nba-gambling-investigation-raptors-jontay-porter-ap-source/3372407/>) (2024年8月9日最終閲覧)。

が行われることになっています²³。

これらの監視の結果、八百長等が疑われた場合、NBA は、関係当局やインテグリティサービス事業者等と協力しながら調査を進めていくこととなります。現に、冒頭で紹介した元 NBA 選手が永久追放処分となった事例も、異常な賭けの兆候がスポーツベッティング事業者及びモニタリング機関から NBA に報告されたことが契機となって発覚したものでした²⁴。

V 米国における依存症対策

米国では、スポーツベッティングの合法化後、ギャンブル依存症患者が増加傾向にあると言われており、既に述べた通り、米国の The National Council on Problem Gambling (NCPG) は、米国各州でスポーツベッティングの合法化が開始された 2018 年から 2021 年にかけて、ギャンブル依存症に陥るリスクが 30% 増加したと見積もっています²⁵。そのため、米国では、各州政府、NCPG 等の業界団体、スポーツベッティング事業者等により、ギャンブル依存症への対応が進められています。

例えば、NCPG は、2018 年時点で、スポーツベッティングを合法化する場合は、法律に、スポーツベッティング事業により得られる収益の一定割合をギャンブルにより生じる依存症等への弊害に対する対策に充てることや、スポーツベッティングサービスを利用できる最低年齢を設定し、未成年者のアクセスを防ぐ技術的及び運用上の措置を講じる必要があることなどを盛り込むよう、提唱していました²⁶。そして、米国では、各州が、法令等によりライセンスを取得し適法にギャンブルサービスを提供している事業者に対して、依存症や青少年の悪影響となった弊害を防ぐための対策を講じることを求めており、各州においてスポーツベッティングサービスを適法に提供している事業者に対しても、ユーザーによる入金額に上限を設けたり、クレジットカードや信用取引での賭け金の支払を禁止したり、未成年者を対象とする広告を禁止したりするなど、ユーザーをギャンブル依存症等の弊害から守るための対策を講じることを求めています²⁷。また、American Gaming Association は、スポーツベッティング事業を営む加盟事業者に対して、21 歳未満の未成年者に対する広告の禁止（21 歳未満のモデルの起用禁止を含む）、大学スポーツにおけるベッティングに関する広告の禁止などを求めています²⁸。各州政府においても、依存症等のギャンブルによって発生する問題に対応するために、Responsible Gambling を進めるための機関やギャンブル依存症などに悩むユーザー

²³ 前掲注 19 参照。

²⁴ NBA のウェブサイト「Jontay Porter banned from NBA for violating league's gaming rules」(<https://www.nba.com/news/jontay-porter-banned-from-nba>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)。

²⁵ 前掲注 2 参照。

²⁶ NCPG のウェブサイト「Responsible Gaming Principles for Sports Gambling Legislations」(March, 2018) (<https://www.ncpg-gambling.org/wp-content/uploads/2023/10/Responsible-Gaming-Principles-for-Sports-Gambling-Legislation.pdf>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)。

²⁷ American Gaming Association が 2022 年 9 月に発行した「Responsible Gaming Regulations and Statutes Guide」(https://www.americangaming.org/wp-content/uploads/2019/09/AGA-Responsible-Gaming-Regs-Book_FINAL.pdf) において、2022 年時点の情報となるもの、各州ごとに、ギャンブル事業者がユーザーを保護するために講じることが求められている対策等が解説されており、

²⁸ American Gaming Association のウェブサイト「Responsible Marketing Code for Sports Wagering」(Mar 28, 2023) (<https://www.americangaming.org/responsible-marketing-code-for-sports-wagering/>) (2024 年 8 月 9 日最終閲覧)。

向けのホットライン等が設置されています²⁹。

2024年3月27日には、米国の大手スポーツベッティング事業者7社が Responsible Online Gaming Association (ROGA) を立ち上げ³⁰、2,000万ドル(約30億円)の資金を投入し、ギャンブル依存症をはじめとするギャンブルに関する課題を解決するための研究や取り組みを進めることが発表されました³¹。

ROGA は以下の5点をミッションとして掲げています³²。

- ① 持続可能なプレイを促進することを目的とした責任ある Gaming 施策の有効性等、Gaming 関連の問題に係る独自の学術研究への支持・資金提供
- ② 責任ある Gaming への事業者の取り組みを評価するための独立した認証プログラムを確立し、事業者の責任ある Gaming ポリシー・手続きについて客観的で独立した評価を提供
- ③ 責任ある Gaming に関する実証に基づいたベストプラクティスの適用を促進・支持
- ④ 独立した情報センターを通じて情報の共有を促進するデータベースを作成し、業界全体で消費者の保護を図る仕組みを構築
- ⑤ 消費者及び業界の双方について責任ある Gaming に関する教育・意識向上活動を推進し、業界において責任ある広告・マーケティングの実践を奨励

これらの活動により、業界全体で、より一層依存症等の弊害に対する予防・対策が進められていくものと思われる。

VI おわりに

以上の通り、米国では、スポーツベッティング市場が急速に拡大する一方で、違法スポーツ賭博への関与や八百長疑惑、依存症リスクの増大等の負の側面が明らかになってきています。

違法越境市場が拡大する我が国において、スポーツ団体等においてはインテグリティ対策が急務のところですが、米国の各対策を参考にしつつも、我が国の文化や歴史的経緯等を踏まえた独自の八百長対策や違法越境市場対策を行っていくことが肝要と思われる³³。

次回以降は、米国以外の諸外国におけるスポーツくじ・スポーツベッティング関連法規制動向について、ご紹介します。

²⁹ Legal Sports Report の Web サイト「Responsible Gambling」 (<https://www.legalsportsreport.com/responsible-gambling/>) (2024年8月9日最終閲覧)。

³⁰ ROGA のメンバーは、BetMGM、bet365、DraftKings、Fanatics Betting & Gaming、FanDuel、Hard Rock Digital 及び PENN Entertainment の7社であり、7社の市場規模は、米国の合法的なオンラインスポーツベッティング市場の85%を占めるとのことです。

³¹ ROGA のウェブサイト「Largest U.S. sportsbooks join forces to tackle problem gambling」 (Mar 27, 2024) (<https://www.responsibleonlinegaming.org/press-center/largest-us-sportsbooks-join-forces-to-tackle-problem-gambling>) (2024年8月9日最終閲覧)。

³² ROGA のウェブサイト「Our Mission」 (<https://www.responsibleonlinegaming.org/mission>) (2024年8月9日最終閲覧)。

³³ この点については、平尾寛=稲垣弘則=北住敏樹「諸外国のスポーツベッティング市場の拡大に伴う日本の課題と対策～違法越境市場の拡大と違法事業者対策を中心に～」(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2024年5月13日号) もご参照ください。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com